

### Ⅲ 異常通報から病性鑑定検体搬送までの対応

## 1 異常家畜の症状

口蹄疫は、感染家畜、汚染農・畜産物の流通、船舶や航空機の汚染厨芥、風や人、鳥によって物理的に運ばれるものなど原因は様々である。

本病の被害を最小限に食い止めるためには、早期発見がもっとも大切である。そのためには、偶蹄類の飼養者は症状について熟知し、毎日の飼養畜の状態を観察し、早期に異常畜を発見し、通報することが極めて重要である。

<本病の主な症状>

- ・発熱
- ・食欲不振
- ・泡状のよだれ
- ・口、鼻、ひづめ、乳房に水疱



泡沫性流涎(黒毛和種)



歯床部粘膜のびらん(黒毛和種)



乳頭の水疱(黒毛和種)



蹄冠部皮膚のびらん



蹄の剥離



鼻平面の潰瘍

## 2 異常家畜の通報(届出)

法第13条の2に規定される特定症状を呈する異常畜を発見した場合、家畜の飼養者又は関係者は同法同条同項に基づき、速やかに最寄りの家畜保健衛生所(以下、家保という)に通報しなければならない。なお、特定症状以外の異常にあっても速やかに通報する。

### (1) 特定症状

口蹄疫の特定症状は以下のいずれかの症状。

- ①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房(以下「口腔内等」という。)に水疱、びらん、潰瘍又は癒痕(外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。)があること(鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること。)
- ②同一の畜房内(1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内)において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。  
同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(1つの畜房につき1頭の哺乳畜を

飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜)が当日及びその前日の2日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

○家畜保健衛生所連絡先

家畜保健衛生所名	電話番号
長崎県中央家畜保健衛生所	0957-25-1331
〃 県南家畜保健衛生所	0957-68-1177
〃 県北家畜保健衛生所	0956-48-3831
〃 五島家畜保健衛生所	0959-72-3379
〃 壱岐家畜保健衛生所	0920-45-3031
〃 対馬家畜保健衛生所	0920-54-2179

### 3 通報を受けた家保等の対応

#### (1) 家保の対応

##### 1) 通報者からの異常発生状況の聞き取り

通報を受けた家畜防疫員は、指針別記様式1(様式集)及び様式1(様式集)により症状の電話聞き取りし、畜産課へメール報告する。なお、FMD 指針別記様式1(様式集)及び様式1(様式集)については、確認された事項から報告することとし、確認に時間を要する事項については、確認が取れ次第報告することとする。

##### 2) 通報者等への指導

聞き取りにより、本病を疑う場合は、万が一の発生時に備え、ウイルス拡散防止対策の措置を指導するとともに、立入検査を行う旨を伝え、家畜防疫員の到着予定時刻を知らせる。

##### 3) 報告(聞き取りの結果、特定症状が疑われる場合)

- ①異常家畜、同居家畜の臨床検査を実施し、結果を様式3(様式集)及び指針別記様式2(様式集)により畜産課に報告する。
- ②口蹄疫が否定できなかった場合、すべての異常畜(多数の場合は代表的な数頭)の病変部位及び症状の好発部位(畜舎内状況も含む)をデジタルカメラにて鮮明かつ多角的に撮影する。
- ③臨床検査結果ならびに撮影した写真について、家保は畜産課へ電子メール送信する。
- ④動物衛生課へ写真送信後、同課から抗原検出キットを使用するよう指示があった場合、家保は同キットによる検査を実施し、その結果を畜産課へ報告する。
- ⑦本病を否定できない場合あるいは動物衛生課から検体の提出を求められた場合は、病変部位を採材し農場外で待機していた1名が材料の搬送を行う。
- ⑧家保は、農場に関する疫学情報等について、指針別記様式4(様式集)により畜産課へ報告する。



報告様式には農場名等の情報が記載されており、風評被害防止のため取扱いを注意すること。

(2) 県畜産課の対応

1) 国（動物衛生課）への報告

畜産課は、家畜防疫員による臨床検査（体温測定を含む。）の結果、特定症状を確認した場合は、異常家畜の写真および同居家畜の状況等の情報を添えて農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下、「動物衛生課」という。）に報告し、その結果について、農政課は様式5（様式集）により各振興局へ連絡する。

2) 動物衛生課へ写真送信後、同課から抗原検出キットを使用するよう指示があった場合、検査結果を動物衛生課へ報告する。

2) 関係者への異常通報受理情報伝達

畜産課は、「異常通報（疑い事例発生）時の連絡体系」（I-6）に基づき、関係者へ様式2（様式集）をメール送信する。

4 初動防疫の準備

(1) 現地防疫対策本部（発生地振興局）の対応

■家保の対応

①家保は、初動防疫報告票1～6（様式集）を作成し、電子メール又は大容量ファイル一時受渡しフォルダを介し県防疫対策本部へ提出する（フォルダ名：「年月日」（地域）牛 初動防疫報告票）「例：20200822(中央)牛初動防疫報告票」



作成した初動防疫報告票を大容量ファイル一時受渡しフォルダに保管する場合、受渡しフォルダの農林部畜産課に「年月日」（地域）牛 初動防疫報告票」のフォルダを作成し保存する。  
 ※ファイルの取り扱いは厳重に注意すること。

②現地防疫対策本部内で情報を共有する。

③異常通報農場が属する組合等に、情報管理を徹底の上、電話で内容を伝える。

○初動防疫報告票

初動防疫報告票	主 な 内 容	添付資料	注意事項
1 (発生農場の概要)	発生農場の概要	位置図、農場、埋却地平面図、バス経路図、テント配置図	【平時の対応】 ○後方支援センターは駐車可能台数を確認しておく。 ○農場拠点は可能な限り農場に近い場所とする。 ○埋却予定地は年に一回は現地確認をしておく。また所有者を確認しておく。自己の所有する土地でない場合は、埋却への合意書等を書面で交わす指導を行う。 ○農場に立ち入りした際に、農場所有の機械の種類・台数。操作資格者を確認しておく。
	関連農場・施設等の概要	位置図	
	後方支援センター	位置図	
	農場拠点	位置図	
	自衛隊前進拠点		
	埋却（焼却等）予定地		
	農場所有の機械類 農場の特記事項（農場敷地面積、豚舎面積、農場出入口箇所数、通行遮断場所箇所数）	位置図	
2 (制限区域情報1)	制限区域情報（区域内の飼養戸数・羽数）	プロット図	※制限区域が他の振興局に跨る場合は、次項「■制限区域が他の振興局に跨る場合の情報伝達方法」を参照
2 (制限区域情報2)	制限区域内の関連施設	プロット図	
2 (制限区域情報2)	移動制限区域（市町区域名） 搬出制限区域（市町区域名）		

初動防疫報告票	主 な 内 容	添付資料	注意事項
3 (消毒ポイント)	ポイント情報	設置位置図	【平時の対応】 ○年に一度はリストアップされた場所を現地で確認しておく。 ※制限区域が他の振興局に跨る場合は、次項「■制限区域が他の振興局に跨る場合の情報伝達方法」を参照
4 (防疫作業従事者 必要人員数)	発生農場防疫作業		
	発生状況確認検査		
	消毒ポイント		
5 (発生農場の疫学 関連情報1)	家畜に関する疫学情報		
	人・車両に関する疫学情報		
5 (同2)	疫学関連農場一覧		
6 (必要機材・資材 数量)	基礎数値入力表		【平時の対応】 備蓄資材の確認を定期的を実施する。
	防護服関連資材 (1クール (4時間) ごと)		
	防護服関連資材 (24時間ごと)		
	必要資材 (防護服関連以外) (作業箇所ごと)		
	必要資材 (防護服関連以外) (品目ごと)		
	備蓄資材搬出数量		
	資材振り分け先		
	作業箇所別資材管理表		
資材購入関係			

 初動防疫報告票6 関係  
 県備蓄資材数量は、平時は中央家保が数量管理を行い、変動がある度、随時最新のデータを県対策本部資材班と各家保で共有する。

 初動防疫報告票は全てを完成させて報告するのではなく、項目ごとに出来た分  
 から報告すること

■制限区域が他の振興局に跨る場合の情報伝達方法

	発生地管轄 (●)	制限区域が跨る等の管轄外 (○)
<p>9:00 異常通報・ 家保立入・ 血液検査 等実施</p>	<p>&lt;制限区域情報の速報&gt; ●発生地家保 ・防疫マップで区域設定 ・制限区域の速報伝達 「発生農場名」、「制限地域及び制限農場」を電話連絡</p> <p>&lt;様式1 (発生情報)&gt; ●発生地家保 ⇒ 県本部 ⇒ 局、管轄市町 ・「様式1」をメール送信し、制限地域を電話連絡</p> <p>&lt;初動票2-1、2-2 (制限区域情報)&gt; ●発生地家保 ・「初動票2-1、2-2」を作成 ・制限区域情報の伝達 ⇒ 県本部 ⇒ 局、管轄市町 ・「初動票2-2」を大容量フォルダ (市町はメール) で提供し、電話連絡 ※発生地管轄外の農場が含まれる場合は、「初動票2-1」も提供</p> <p>&lt;初動票3 (消毒ポイント情報)&gt; ●発生地家保 ・事前共有したポイントを確認し、該当家保へポイント変更の有無を電話確認 ・該当家保からの回答を受け、ポイントを決定</p> <p>●発生地家保 ⇒ 県本部 ⇒ 局、管轄市町 ・「初動票3 (詳細情報含む)」を大容量フォルダ (市町はメール) で提供し、電話連絡 ・該当家保からの報告を受け、最終的なポイントを決定</p>	<p>○管轄外家保 (制限区域が跨る) ・制限区域の速報受理</p> <p>&lt;様式2 (個人情報なし)&gt; ○管轄外家保 ⇒ 局、制限区域が跨る市町 ・「様式2」をメール送信し、制限地域を電話連絡</p> <p>○管轄外家保 ⇒ 局、制限区域が跨る市町 ・「初動票2-2」大容量フォルダ (市町はメール) で提供し、電話連絡 ※発生地管轄外の農場が含まれる場合は、「初動票2-1」も提供</p> <p>○管轄外家保 ・事前共有したポイントを確認し、電話回答 ・変更がある場合は、直ちに所長決裁後の「初動票3 (詳細情報含む)」を発生地家保あてメール送信</p> <p>○管轄外家保 ⇒ 局、消毒Pを設置する市町 ・「初動票3 (詳細情報含む)」を大容量フォルダ又はメール (市町はメール) で提供し、電話連絡 ※変更する場合は、所長決裁後の「初動票3 (詳細情報含む)」を発生地家保あてメール送信</p>
<p>13:00 国による 写真判定</p>	<p>&lt;様式5 (写真判定結果)&gt; ●畜産課 ⇒ 農政課 ⇒ 局、管轄市町 ・「様式5」をメール送信し電話連絡</p>	<p>&lt;様式5 (写真判定結果)&gt; ○管轄外家保 ⇒ 局、制限区域が跨る市町 ・「様式5」をメール送信し電話連絡</p>

## ■各作業班の対応

防疫作業に必要な準備作業に当る。

○作業動員者：各所属へ動員可能者を照会

○資材調達

【リース資材】連絡先（東建リース（株）長崎北営業所）へ異常通報の内容を電話連絡。

【購入資材】内容・数量の確認及び発注様式の準備（初動防疫報告票6）

○動員者輸送用バス（後方支援センター⇄農場拠点）の確保

【バス会社】バス運行計画作成

【農大】農大バス借用の可否を電話確認

【レンタカー会社】必要台数を電話連絡、【局】運転士の派遣要請

○埋却作業準備：建設業協会該当支部へ異常通報の内容を連絡

## (2) 市町の対応

- ・市町は、家保から送信された初動防疫報告票1に記載の後方支援センターや自衛隊前進拠点（必要に応じて設置）に充てる施設や農場拠点を設置する場所が使用可能か否かを確認して家保へ連絡する。
- ・使用不可である場合は、代替施設や場所の提案を行う。
- ・市町職員が担当する作業要員の確保に当る。

## 5 農場への立入検査

家畜防疫員は、原則3名で農場立入を行う。農場到着後、異常牛（豚）が確認された牛（豚）舎以外の牛（豚）舎において、異常の有無を確認する。その後、異常牛（豚）が確認された牛（豚）舎を観察し、異常を呈する牛（豚）群の写真を撮影し、FMDの特定症状を確認した場合は、画像データ等を現地から家保へメール送信する。

また、異常牛（豚）の口腔内等における水疱等から採取した水疱液、水疱上皮、病変部スワブ、当該家畜の血液（血清用）を採取する。

## 6 国による写真判定から検体搬送までの作業

- (1) 検査材料の動衛研への持ち込みについては、畜産課と動物衛生課で打ち合わせを行う。
- (2) 検査材料の入った密閉容器等は空港の貨物受付窓口到手渡すまでは、原則、県職員が搬送する。東京国際空港（羽田空港）から搬送先の動物衛生研究部門までは東京事務所に依頼する。なお、貨物便受付窓口との連絡調整については、発生地家保が行う。
- (3) 動物衛生研究部門への検体の輸送
  - ①当該家保は、指針別記様式3（様式集）により病性鑑定依頼書を作成して畜産課（家畜衛生班）へ電子メールにて送付する。
  - ②家畜衛生班は、病性鑑定依頼書を動物衛生課に電子メールにて送付する。

- ③動物衛生課は動物衛生研究部門と検体受入の調整を行う。
- ④調整後、当該家保は、病性鑑定依頼書（公印押印済み）、疫学情報及び病性鑑定送付材料リストを材料に同梱して動物衛生研究部門（海外病研究拠点）へ航空機で物として搬送する。

※写真判定で検体搬送の指示があった場合は当該家保が対応

## 7 病性鑑定材料の輸送

確定診断のため、検査材料を国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門（海外病研究拠点）へ輸送する。

### (1) 検体発送

- 1) 写真判定の結果、農水省から検体搬送の指示があった場合

#### <動物衛生研究部門（海外病研究拠点）への検体発送>

##### ○航空貨物を利用する場合

役 割	畜産課	現地家保	東京事務所
動物衛生課との連絡調整	○		
貨物受付窓口との連絡調整		○	
病性鑑定依頼書の作成		○	
材料の搬送（貨物受付窓口まで）		○（振興局）	
材料の搬送（貨物受取から動物衛生研究部門 海外病研究拠点まで）			○

##### 【現地家保】

- ①材料として口腔内等における水疱等から採取した水疱液、水疱上皮、病変部スワブ、当該家畜の血液（血清用）を採取し、梱包。
- ②指針別記様式3（検査依頼文書）を作成。
- ③作成した指針別記様式3（検査依頼文書）を畜産課（家畜衛生班）へメール送信。
- ④指針別記様式3（検査依頼文書）に公印を押印した原本の写しと指針別記様式1を材料と同梱して動物衛生研究部門へ航空機で貨物として輸送。なお、指針別記様式3（検査依頼文書）の原本は別途郵送。
- ⑤畜産課へ搭載予定の航空機便名及び出発・到着時間・荷姿及び個数を畜産課へメール及び電話で報告。

##### 【畜産課】

- ①東京事務所へ検体輸送依頼及び搭載予定の航空機便名、出発・到着時間等について電話連絡。
- ②航空貨物は、荷受人以外は引取り不可であるため、連絡時に羽田空港で検体を受け取る荷受人及び代理人の2名の東京事務所職員の氏名を確認。
- ③荷受人及び代理人の氏名を現地家保へ伝える（メール送信後電話連絡）。

##### 【現地振興局】

- ①公用車等で検査材料を空港へ搬送。
- ②日通又は航空貨物受付窓口での貨物受付時に荷受人及び代理人の氏名を伝え、その際発行される運送状番号を畜産課へ伝える（メール送信後電話連絡）。

○空港貨物受付窓口連絡先

長崎空港	ANA 0957-53-6918	JAL 0957-53-8253
	日通 0957-53-6043	
五島福江空港	ANA 0959-72-8119	日通 0959-74-1401
対馬空港	ANA 0920-54-3939	日通 0920-54-2320
福岡空港	ANA 092-415-0200	JAL 092-621-4038

※ 天候不良による欠航等を想定し、別途可能な交通手段がないか、事前に検討しておくこと。

【畜産課】

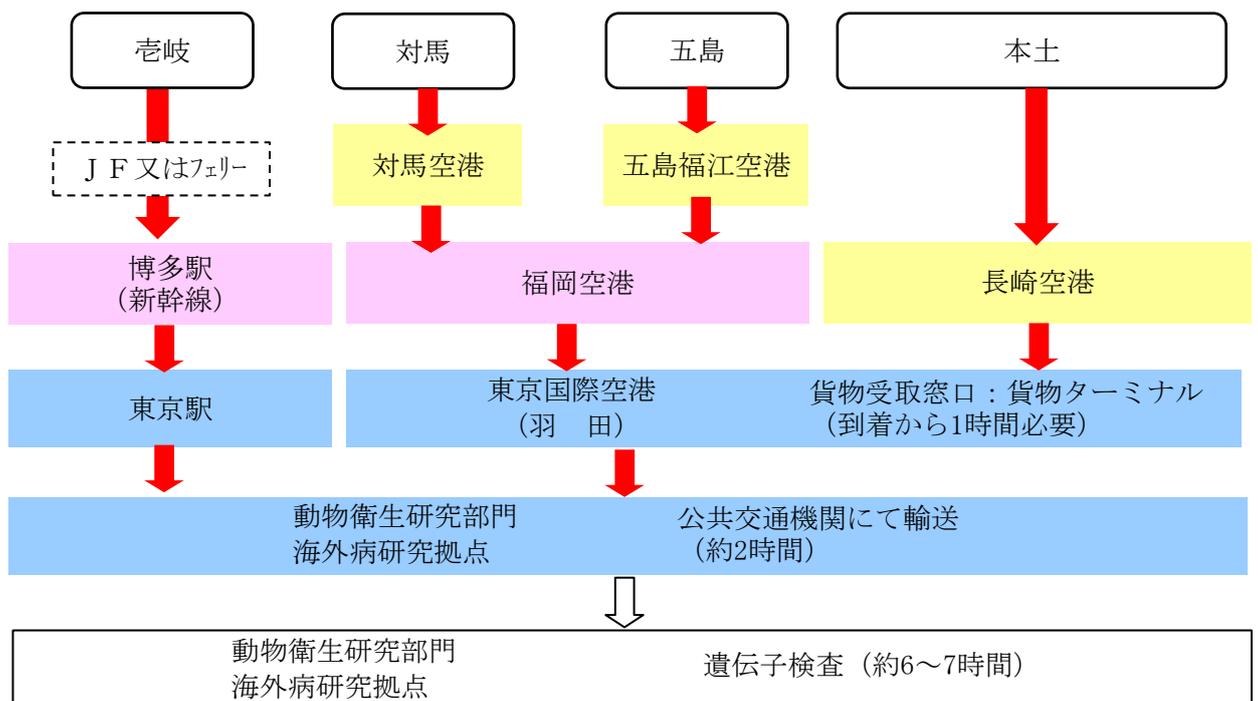
①検査材料搬送依頼書（様式集）を作成し東京事務所へ FAX またはメール送信（メール送信後電話確認）。

○鉄道を利用する場合

【現地家保】

- ①材料として口腔内等における水疱等から採取した水疱液、水疱上皮、病変部スワブ、当該家畜の血液（血清用）を採取し、梱包。
- ②指針別記様式 3（検査依頼文書）を作成。
- ③作成した指針別記様式 3（検査依頼文書）を畜産課（家畜衛生班）へメール送信。
- ④指針別記様式 3（検査依頼文書）に公印を押印した原本の写しと指針別記様式 1を材料と同梱。現地振興局が動物衛生研究部門へ鉄道で手荷物として輸送。なお、指針別記様式 3（検査依頼文書）の原本は別途郵送。
- ⑤畜産課へ出発・到着時間をメール及び電話で報告。

<検体の輸送フロー>



2) 写真判定の結果、農水省から検体搬送の指示が無かった場合

【現地家保】

①一般病性鑑定へ移行。

(2) 貨物受取から農研機構 動物衛生研究部門 (海外病研究拠点) への搬入

【東京事務所】

①羽田空港の貨物ターミナルで受け取り



- 入構ゲートで手続きを行い、搭載された航空機の航空貨物 (ANACargo、JALCargo) で検査材料を受け取る。
- 入構の際は、入構ゲートで指示に従うこと。
- 入構には身分を証明するもの (運転免許証等) が必要。
- ※貨物便が羽田空港到着後 1 時間後に受取が可能。受け取りには「運送状番号」が必要。
- ※ANACargo は羽田空港東貨物地区、JALCargo は西貨物地区で営業

②荷物 (検査材料) を受け取り後、下記の検査機関へ搬送する

検査機関名	農研機構 動物衛生研究部門 (海外病研究拠点)
所在地	〒187-0022 東京都小平市上水本町6-20-1
電話	042-321-1441
F A X	042-325-5122
受取窓口	企画管理部 管理課 小平管理チーム



航空機各社が減便や終日欠航の場合で、検査機関への到着が航空機利用よりも明らかに早くなる場合は、JR 等鉄道を利用して輸送する。  
その場合は、検体輸送者 (振興局職員) が検査機関へ直接輸送する。

## 8 隣県 (佐賀県・熊本県) からの通報に対する本県の対応

隣県である佐賀県又は熊本県で発生した際に、本県の一部が制限区域に入る場合の対応は、下記のとおりとする。



県境での発生時は、消毒ポイントの設置箇所に関し県防疫対策本部と隣県で協議を行う。

隣県からの通報内容	本県の報告様式		通報を受けて対応する内容
	様式	件名	
隣県で、口蹄疫の疑い事例が発生し、県における農場への立入検査の結果、検体を送付 ↓ 検体の搬送を決定した段階	様式7 (様式集)	〇〇県における口蹄疫の疑い事例の情報について	本県での「異常家畜通報（疑い事例発生時）」の対応を実施